

東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた 提 言

平成26年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

新潟県知事 泉田 裕彦

東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた提言

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から既に3年8か月が経過しましたが、被災地では、今なお約25万人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、人口の流出や高台移転や二重債務問題など困難な課題が山積しており、進捗状況に遅れが見られるなど、依然として、厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心をつなげて復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、これまで8回にわたり、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について重ねて要請を行って参りました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すため、また、流出した人口が回復し賑わいのあるまちを取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいますが、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しており、更に東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害によって生じた放射性物質による環境汚染や健康不安、農林水産物や観光等に対する風評被害、県境を越えた広域避難の長期化など様々な影響が東日本のみならず全国に及んでいるところです。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、この度の大震災を踏まえた防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立 | 1 |
| 2. 被災者の生活再建に向けた支援 | 6 |
| 3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の 再建・経営支援及び雇用の確保 | 10 |
| 4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興 | 16 |
| 5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 | 19 |
| 6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、 地域の再生 | 24 |
| 7. 大震災を踏まえた防災体制の強化 | 28 |
| 8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と 公共インフラの整備 | 34 |
| 9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現 | 36 |
| 10. 再生可能エネルギーの導入促進 | 39 |

1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかななくてはなりません。

については、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 平成 27 年度以降における財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられているところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、現在の特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、集中復興期間を被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで延長することと手厚い財政支援措置の継続について、国として早期に方針を示し、復興への歩みを磐石にすること。

加えて、国が行う被災地の復旧・復興については、国は平成 28 年度以降も必要な財源を確保し、被災地と一体となった復興の取組を継続すること。

① 被災自治体の財政にとって国の直轄事業への負担金は、過重な負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、平成 27 年度以降も全面的な財政措置を講ずること。

また、各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分なども、過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること。

② 平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。平成 24 年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定着促進を図るための震災復興特別交付税が増額されたところであるが、住民の定着には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業等に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと。

③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。

④ 東日本大震災に関連する復旧・復興事業は、当該年度内に終了しない場合、翌年度に予算を明許繰越とし、事業執行を行っているところであるが、マンパワー不足のほか、用地取得の難航や資材不足等の課題の発生により、明許繰越年度内での完了が困難と見込まれることから、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続すること。

また、復興事業のうち平成 26 年度に事故繰越をした予算について、繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化の継続又は基金化、それに伴う各種手続きの簡素化・弾力化に加え、現在と同様の財政支援措置を講じること。

(2) 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の制度継続と確実な予算措置を講ずるとともに、その柔軟な運用を図ること。

① 複数年度にわたる復興事業については、必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額

に十分に対応できる予算を確保すること。

- ② 基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、事実上、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大すること。

また、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ用途内訳書を提出する必要がある、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなっているため、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、用途内訳書については、事業着手後の提出で足りる運用とすること。

- ③ 復興交付金は基幹事業として5省 40 事業を交付対象としているが、今後の復興ステージにおいて必要な「なりわい」の再生に資する事業に対する支援が一部認められているものの部分的であるなど、被災地方公共団体が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、交付対象を拡大すること。

また、対象となっている事業については、それぞれの地方公共団体が地域の実情を踏まえて必要額を要望しているものであることに鑑み、所要額を確実に交付すること。

- ④ 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」・「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」等により確実な予算措置を図るとともに、これらの地方負担に対する財政措置等について、「復興交付金」と同等の財政支援を講ずること。

- ⑤ 交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところであるが、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

(3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に発生していることから、円滑に処分を進めるため、ごみ焼却施設の設備改修や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援

を強化すること。

(4) 特定被災地方公共団体が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援

膨大な災害廃棄物等を短期間で処理した特定被災地方公共団体は、一般廃棄物処理施設の更新を含めた処理体制の再構築が急務となっていることから、循環型社会形成推進交付金（復興特会）による財政支援を継続すること。

(5) 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 税制上の特例措置が適用される特区について、申請者が立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。また、特例措置の期間についても、復興の進捗状況を踏まえ、延長すること。
- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
- ・ 今後提案を予定している新たな特例措置の追加・充実などについても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。

② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

(6) 復旧・復興に要する人的支援及び復興関連事業の業務委託の推進

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに

超える事業を実施することが求められており、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援だけでは到底人員不足を補うことができず、現場で実務を担当する職員の更なる確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や定員削減の中において、人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

併せて、職員の事務負担を軽減するため、復興関連事業の業務委託について、制度の確立を図ること。

(7) 教職員の確保に対する支援の継続

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置を中・長期にわたり継続すること。

(8) 地域の実態に即した復興まちづくりの推進

防災集団移転促進事業について、市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地となっているが、これを移転促進区域内の全ての土地が対象となるよう緩和すること。

2. 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

(1) 被災者の生活支援にかかる財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、平成 27 年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

(2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

建設した応急仮設住宅の経年劣化による点検を含めた補修や、集約化に際し必要となる居住環境整備に要する全ての経費を国庫負担とするよう災害救助法の対象経費を拡充するとともに、必要な財源の確保を行うこと。

また、応急仮設住宅の供与期間延長に伴い、民間賃貸住宅の再契約に対する貸主の不同意やプレハブ仮設住宅の集約化等により、入居者の責めに寄らず応急仮設住宅間で転居せざるを得ない場合が生じるが、その移転費用についても国による財政支援を行うこと。

さらに、応急仮設住宅の維持経費や用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費についても国による財政支援を行うこと。

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済

や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっているが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと。

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が早期に図られるよう、被災者生活再建支援について、被災者生活再建支援基金ではなく国の特別の負担により、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲の拡大等に加え、震災復興特別交付税の地方財政措置等による更なる拡充を図ること。

(5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者の心のケア対策については、障害者自立支援対策臨時特例基金により岩手県、宮城県、福島県では平成 23 年度に心のケアセンターを設置したが、平成 25 年度からは「被災者の心のケア支援事業補助金」として単年度ごとの補助金に変更となった。

また、岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県については、設置期限が平成 26 年度までとなっている自殺対策緊急強化基金の活用により、避難されている被災者の心のケアを含む健康支援について協力することとされている。

さらに、子どもの心のケア等に対しては、平成 25 年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成 26 年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替された結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であることから、長期にわたる

安定した財源の確保を図るとともに、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講ずること。

(6) 被保険者の負担軽減

- ① 国保・介護保険者及び後期高齢者医療広域連合等が実施する被災被保険者に対する保険料（税）及び一部負担金（利用者負担）の減免措置に対し、平成 24 年 9 月末まで講じられていた特別の財政支援と同様の十分な財政措置を講ずること。
- ② 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講ずること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずること。

(7) 広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化していることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講ずること。

(8) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生

み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じました。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

(1) 農林水産業の復旧・復興支援

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講ずること。

① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、漁協等関係団体の事務所の新設整備、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対する支援事業や、種苗放流支援事業を継続すること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分について

も全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うこと。

更に、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援を継続するとともに、農業生産基盤の復旧・整備に伴い実施するガレキ混じり土の処理に要する費用について全面的な財政支援を行うこと。

また、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械や資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策等を行うための東日本大震災農業生産対策交付金については、今年度の必要量に応じた補正予算措置を講ずるとともに、平成 27 年度以降も事業要望に合わせた十分な予算を確保し、更には被災地の実情を考慮した採択要件とすること。

③ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、完成まで長期間を要することから、成林するまでに要する経費も対象とするよう現在の補助事業を拡充し、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の復旧・整備に向けた人的支援を継続すること。

④ 被災農林水産業者の二重債務問題の解消

被災農林水産業者等が不安なく農林水産業の再生に取り組めるよう、既往債務の借換条件の緩和など二重債務解消のための特別な措置を講ずること。

⑤ 農林水産業の 6 次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を活かした産業創出などの 6 次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6 次産業事業体の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

特に被災地に対しては、全国一律の制度とせず、出資比率の優遇など特別な対策を取ること。

(2) 「復興特区」等による産業集積支援

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講ずること。

① 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、区域及び業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長及び適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

② 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果があることから、平成 27 年度においても基金の積み増しを行うとともに、本補助制度の期間を 10 年間とすること。

併せて、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること。

(3) 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、地域経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業等に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域

の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと。

① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成 27 年度以降も引き続き事業実施を継続することや手続簡素化の措置の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付に必要な予算の再予算化の継続又は各県での基金化を認めるとともに、小規模グループも採択されやすいよう要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと。

② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先の目処が立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間を要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）の拡充等

被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、平成 27 年度以降も必要な基金の積み増しを行うとともに、市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定にあたり、手続きを迅速に行うなど被災地の実情に応じて柔軟に対応すること。

④ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②及び③において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

⑤ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成 27 年度以降においても継続するなど被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講ずること。

⑥ J S T 復興促進プログラムの継続・拡充

東日本大震災からの復興支援を目的として設置された独立行政法人科学技術振興機構 J S T 復興促進センターにおいて、「J S T 復興促進プログラム」が実施されているが、被災地企業の復興の取組はこれから本格化することから、中長期に渡る継続的な支援が必要である。

このため、平成 27 年度以降も、同センターを継続して設置するとともに、産学連携による共同研究開発支援制度を継続・拡充すること。

(4) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 雇用復興推進事業等の要件緩和等

「雇用復興推進事業」及び「震災等緊急雇用対応事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図るとともに、被災地の実情に応じ、基金財源の追加交付を行うこと。

② 新卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規高卒予定者の厳しい就職環境を踏まえ、求人確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

③ 被災者雇用開発助成金の要件緩和

「被災者雇用開発助成金」に係る要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象労働者とする。

(5) 観光復興に向けた支援策の拡充

① 震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国外向けの

重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講ずること。

- ② 被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースをPRし、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成24年7月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を被災三県（岩手県、宮城県、福島県）のみならず、北海道、青森県、秋田県、山形県及び新潟県の各道県に拡大すること。

4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの 早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、震災から3年8か月が経過した現在も一部路線で運休や暫定ダイヤ等による運行（航）が続いているほか、被災や利用者の減少により公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

（1）被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線は、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされているところであり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧と早期運行再開に向けて必要な指導・助言を行うこと。特に、JR常磐線の避難指示区域内での復旧については、原子力政策を推進してきた国が責任をもって、財源措置を含めて全線復旧を確実に促進すること。

また、復旧にあたり、まちづくりや安全性確保に伴うルート変更などにより原状での復旧に比べ増加する事業費については、事業費が多額であり自治体が負担することが困難であることから、東日本旅客鉄道株式会社に対し国が全額を支援する新たな制度を

創設すること。

(2) 復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進及び国庫支出金交付率かさ上げ

今回の大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格幹線道路網が「命の道」として重要な役割を果たしたところであり、三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路や、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、みやぎ県北高速幹線道路及び相馬福島道路は復興のリーディングプロジェクトとして加速的に整備することとなったことから、高規格幹線道路を含む広域道路網の整備について、引き続き整備を促進するため、事業の予算と財源の確保を図るとともに、補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げなど、被災県財政の負担を軽減する措置を講ずること。

(3) 災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

(4) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を予定している施設や原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、復旧完了までに相当の時間がかかることから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高騰にも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を図り、補助を継続すること。

(5) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域におけるまちづくりとの整合を図る必要があるが、高台移転や土地のかさ上げなど、まちづくりが長期にわたる状況となっていることから、復興計画期間を通じて十分な財源を確保するため、地域医療再生基金の設置期間の延長に関して柔軟な取扱いとすること。

労務費や建設資材の高騰が、入札不調など復興事業の進捗に影響を及ぼしているため、建設コストの高騰に対応した財政支援を継続・拡充すること。

(6) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

津波により被災した公立学校施設の新築移転復旧の妥当性については、法令等に照らして個別に判断することとされているが、津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から移転をし、新築復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とすること。

また、津波被害により高台移転を予定している学校等について、被災地でも人件費や建築資材の上昇による建設工事価格の上昇に対応した新築復旧単価の見直しが平成 26 年 2 月に行われたが、引き続き上昇傾向にあることから、今後も被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講ずることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

(7) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間がかかることから、平成 27 年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで人件費や資材価格の上昇等に対応した予算措置を図り、公立社会教育施設災害復旧補助金の交付を継続すること。

5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、更には製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、事故の完全収束に向け、汚染水全体の処理対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って安全かつ着実に進めること。

特に、喫緊の課題である汚染水問題については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に示された方針や予防的・重層的な対策に、国が国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

また、東京電力に対しては、あらゆるリスクについて不断に検討し、必要な対策を講ずるよう求めるとともに、その取組に対する指導監督を徹底すること。

- (2) 汚染水対策を含む同発電所の廃止措置に向けた取組については、仮設や恒久化されたものも含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を進めること。

また、今後長きにわたる廃炉作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成等を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

更に、これらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

加えて、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように国として万全の対策を講ずること。

- (3) 地下水バイパスについては、地下水の排出に当たっての分析精度の確保と排出に係る運用目標の遵守が確実になされるよう監視を徹底するとともに、運用による効果の検証を行うこと。

また、海域モニタリングの実施状況について国内外へ正しく情報提供するなど、風評対策に万全を期すこと。

- (4) 東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋カバーの解体やがれき撤去作業を始め、放射性物質を飛散させる可能性がある取組においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

- (5) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壌、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壌、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた森林除染や立木利用の基準を早急に示すこと。

更に、林野火災による放射性物質の再拡散について調査・研究し、必要な対策を実施すること。

加えて、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(6) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるように、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講ずること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対応を講ずること。

(7) 出荷が制限されている全ての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。特に、野生の山菜、きのこについては、採取可能な時期が限られていることに加え、検体量確保が困難であることなどから、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣の肉については、解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、部分解除等を含め、より実態に即したものとすること。

(8) 放射性物質の除染については、生活や生産活動が再開できるように、生活環境や公共インフラはもとより農地や農業用ダム・ため池及び森林に至るまで迅速かつ着実に行うこと。

特に、避難解除等区域等において住民の帰還に向けた環境を整備するためには、除染特別地域における直轄除染とインフラ復旧等を迅速かつ計画的に進める必要があることから、国は災害復旧事業等に先行した除染を実施すること。

農業用ダム・ため池の対策については、被ばく低減を目的とした除染事業と、営農再開・復興を目的とした福島再生加速化交付金事業の2本立てとなったことから、それぞれの対策において、着実に推進できる体制を構築すること。

また、森林の除染については、対象区域の拡大や、森林内の放射性物質の動態変化に即した新たな除染方法の追加など、地域の

実情に応じた森林除染の方針を速やかに決定するとともに、早急に森林除染を実施すること。なお、森林整備と放射性物質の拡散防止対策などを一体的に実施する「森林・林業再生対策」については、事業実施に長い年月を要することから、継続的に予算を確保すること。

更に、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用を補償するとともに、除染に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

加えて、放射性物質に汚染された道路側溝汚泥の処分を推進するため、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示すること。また、除染に伴って生じる除去土壌等について、仮置場や一時保管場所から搬出できるよう、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任を持って対応すること。

- (9) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壌等を含む。）などの廃棄物等の処分に関し、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。

また、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、一部処理が進んでいるものもあるが、下水汚泥や農業系廃棄物など、大半は処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、実効性のある処理対策を講ずること。

なお、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

- (10) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物処理法第 16 条の 2 第 3 号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可と

するか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を余儀なくされ、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、更には農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評被害対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

- (1) 避難者が安心して生活できるよう、希望の持てる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活支援や絆の維持等のための取組の充実を図るとともに、生活再建に必要な財政支援を行うこと。

特に、避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

また、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状況を踏まえ、避難者向け借上住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともにすべての避難者が生活再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

更に、避難者支援を行う地方公共団体等に対し、必要な財政措置を行うこと。

(2) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、随時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーションや、査証（ビザ）発給条件の更なる緩和等海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTO など国際機関の活用も含め、過剰な反応の抑制や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。特に、韓国にはホヤ・ホタテ・スケトウダラなど多くの水産物が輸出されているが、平成 25 年 9 月に韓国政府が我が国に課した水産物の輸入規制については、復興の途にある水産業において深刻な問題となっており、韓国政府に対し、科学的な根拠に基づいた冷静な対応を強く求めるとともに、速やかに輸入規制を解除するよう、強力に働きかけること。加えて、これらの状況などについて、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは国において、取組状況及び関係国の反応を関係道県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

更に、道県や市町村、事業者等が実施する観光誘客事業や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

(3) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

更に、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害賠償に関する法律を改正し、賠償

についての国の責任をより明確にすること。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会において指針に早急に明記すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費等についても、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。

消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう指導すること。

東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

(4) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情に鑑み、避難解除等区域等の復興・再生、健康上の不安の解消など安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

(5) 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(通称「子ども・被災者支援法」)の基本方針については、地域の実情や地域住民の意向等を踏まえ適時見直すこと。

また、被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実

情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。

- (6) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講ずること。
- (7) 避難地域の復旧・復興に向け、「避難解除等区域復興再生計画」に位置づけた、道路等の広域インフラの整備を早急に進めるべく、社会資本整備総合交付金（復興）等復興予算の拡充・継続による必要な財源の確保など、特段の配慮をすること。
- (8) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための新たな交付金制度の創設など、適切な経済対策を早急を実施すること。

7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災の経験を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講ずる必要があることから、次の事項について強く要望します。

(1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

(2) 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤、海岸防災林等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした二線堤、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから、平成 26 年度の国の予算で計上された地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、平成 27 年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

併せて、新たな想定津波に対応する防潮堤における市街地の膨大な数の陸閘の一元的な制御等の高度管理システムの運用に対する財政措置を講ずること。

(3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための

道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を行うこと。

(4) 政府備蓄米には、災害支援用として供給する仕組みがあるにもかかわらず、この度の震災では活用されなかった反省を踏まえ、迅速に被災地等へ供給できるよう見直すこと。

(5) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が福祉避難所を指定するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特定用途食品」等の確保体制を構築すること。

(6) 大規模災害時において応援部隊の活動拠点、援助物資の搬出入拠点等となる広域防災拠点の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリアを活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

(7) 中核的な広域防災拠点の整備

広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備

すること。

- (8) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など福祉・介護等の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づけること。

また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを早急に構築すること。

- (9) 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。

- (10) 学校施設の耐震化促進に係る財政支援等の拡充を図ること。

特に、私立学校施設の耐震化については、公立小・中学校に比べて国からの支援が十分なものとなっていないことから、補助率を引上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図ること。

また、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講ずること。

なお、平成26年度予算においては、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講ずること。

- (11) 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事への財政支援措置を拡充すること。

- (12) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算

措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

(13) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。

(14) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要となる事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。

(15) 災害救助法について、広域避難受入も想定し、期間制限や現物給付原則等の資金用途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。

(16) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。

(17) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、首都圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続をはかるための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。

(18) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定し

た国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

(19) 緊急時対応における役割分担のあり方として、地方や民間の主體的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

(20) 全国各地におけるハード・ソフト対策を引き続き推進するため、事前防災・減災に資する事業について、確実な財源措置をすること。加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(21) 広域応援・受援体制については、DMAT(災害派遣医療チーム)、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)、行政版DMAT(被災経験自治体による支援チーム)など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。

(22) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(23) 原子力防災対策の推進

① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保等、実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を講ずること。

- ② 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力発電所における万が一のシビアアクシデントに対応するため、高線量率の環境下において事故対応作業を実施するための関係法令を整備するとともに、自衛隊の通常任務に原子力災害対応を追加するなど、国の責任において緊急時に原子炉の冷却や住民避難の支援等が可能な装備を持ち、現場対応ができる部隊を設置すること。
- ③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、地球規模での経済活動・社会交流が進展する中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込むためにも、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が求められています。

北海道・東北地方の持続的な発展、更には、大規模災害時などに多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、国の責任において、人・物の交流を活性化させ、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

- (1) 必要な予算額を確保し、地方負担の軽減を図りつつ、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消するなど、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。

併せて、大規模災害時に救急救命や物資の輸送で大きな役割を果たす高規格幹線道路については、最低でも4車線化すること。

- (2) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相互補完性を確保する観点から、地方航空路線の維持・拡充

及び空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること。

- (3) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸送ルートを確保する観点から、新幹線の整備促進、在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。

9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本復興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置づけるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

(1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

東北の北上山地が国内の建設候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、世界最先端の研究を行う多くの人材が集まる国際学術研究都市が形成され、精密実験を支える先端技術も集積するものであり、震災からの本格的な復興、更には日本再生に大きく寄与するものであることから、ILCの日本誘致に関する方針を明確にし、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるとともに、わが国が主導する国際プロジェクトとして進めるための国内体制を整えること。

(2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

震災からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、長期間にわたる調査研究の実施、被災した研究機関等の復旧や研究教育施設の整備などに対する財政的支援を行うこと。

(4) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

震災及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、浮体式洋上風力発電実証研究を着実に実施し、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

(5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

(6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなど広範な分野での研究・開発を強力に支援する放射光施設の整備が有効であり、かつ放射光施設の空白域である東北地方に当該施設を整備することは、顕在化している全国的な技術開発ニーズの研究や学術的な研究の促進にとどまらず、北海道・東北地方に立地する企業の潜在需要の掘り起こしに繋がることから、放射光施設の東北地方への設置方針を早期に決

定し、その建設費等について特段の配慮を行うこと。

(7) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催効果の波及

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国内におけるスポーツ振興のみならず、全世界に我が国の食や観光などの豊富な資源を発信するまたとない機会であるとともに、事前合宿の実現による各国と地域との交流や食材をはじめとする物資の提供等、被災地の復興を加速する上でも重要な機会である。

については、大会開催による様々な効果を、被災地はもとより、北海道・東北地域全体に波及させ、被災地復興の一層の加速化が図られるよう、事前合宿の誘致やスポーツ・文化の振興、更には観光振興や国際交流の促進など、当該地域における多様な取組に対し積極的な支援を行うこと。

10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が活発化しています。

一方、導入に際して、環境アセスメントに係る規制が障壁となったり、蓄電池などの安定化対策や容量の面で系統が十分ではなく再生可能エネルギー電気の受入れに制約があることが投資判断の妨げとなって導入が進まない事例もあります。

更に、今般、太陽光発電を中心に設備認定量が急増し、電力の安定供給に支障が生ずるおそれがあるとして、電力会社による系統連系申込みに対する回答保留の動きが見られるなど、地方公共団体が進めている再生可能エネルギーを活用した地域づくりの支障となる事態が生じています。

加えて、固定価格買取制度では、従前の補助制度を活用した場合に比べ、初期投資の負担が大きくなり、資金調達力の劣る地域の企業等の新規参入は難しくなっています。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、施行後3年間で事業者が受けるべき利潤に特に配慮する期間（プレミアム期間）としていますが、東日本大震災の被害の大きかった地域では、制度開始直後は、官民ともに復旧が最優先で、再生可能エネルギーの導入に十分に取り組める状況にありませんでした。一方、今後復興が本格化していく中で、再生可能エネルギーを導入しようとしても、プレミアム期間の終了に伴い、民間投資が進まないという事態が生じるおそれがあります。

更に、積雪寒冷地である北海道・東北地方においては、地中熱利用による暖冷房、融雪など熱エネルギーの利用を促進することも重要であるとともに、広い海岸線を持つ北海道・東北地方では海洋エネルギーの活用促進も重要です。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 固定価格買取制度の見直しにおいては、活性化している再生可能エネルギー電気の導入の取組が停滞しないよう最大限の配慮を行うこと。特に、今般の電力会社による系統連系申込みに対する回答保留については、早期解除のための対策を直ちに講じること。
- (2) 電力会社による系統連系申込みに対する回答保留等の動きに関し、発電事業者や融資を行う金融機関等に対して、当面の事業実現可能性を判断するために必要となる十分な情報を早急に開示するよう、電力会社への働きかけを行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの特性を踏まえた導入目標を早期に設定し、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速すること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る規制等を更に緩和すること。
- (5) 発電設備設置者の負担となっている系統までの連系費用を軽減できる措置を講ずること。
- (6) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化や蓄電池など系統の安定化対策に対する支援とともに、地域間の効率的な需給調整を可能にする地域間連系線の整備など電力系統の広域的運用の強化策を国が主導して講ずること。また、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講ずること。
- (7) 風力発電や地熱発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、固定価格買取制度において、発電事業者が受

けるべき利潤に特に配慮する期間（3年間）を、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。また、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮した期間の延長を行うこと。

（8）固定価格買取制度における太陽光やバイオマス発電について、規模によるコストの違いを反映できるように発電規模別の買取価格を設定・追加すること。

（9）潮流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギーの対象範囲の拡大を図るとともに、新しい開発が促進されるよう、実証関連設備の整備に対して支援を行うこと。

（10）非常時における避難住民の受入れや、地域住民の生活等に不可欠な都市機能の維持を担う庁舎、病院、学校、消防、集会所など防災拠点への再生可能エネルギー導入を進める「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金」について、被災市町村の復興まちづくりの進捗状況に応じ、事業期間を延長すること。また、平成28年度以降に復旧予定の施設や省エネ設備を補助対象とするなど、新たなニーズに対応できるように、柔軟な制度への改善を図るとともに、基金の積み増しを行うこと。

（11）地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

（12）地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講ずること。

（13）復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、また、木質をはじめとする未利用バイオマス資源は、再生可能エネルギーとして、天候に左右されず安定的に発電できる特

徴を持つものであることから、その利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援に拡充すること。

- (14) 基幹産業である農林水産業の再生と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、平成 26 年 5 月 1 日に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用促進を積極的に進めること。

| 項目 | 内閣官房 | 内閣府 | 復興庁 | 総務省 | 外務省 | 財務省 | 文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 環境省 | 掲載ページ |
|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立 | | | | | | | | | | | | | 1 |
| (1) | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | 1 |
| (2) | | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | | 2 |
| (3) | | | | | | | | | | | | ○ | 3 |
| (4) | | | | | | | | | | | | ○ | 4 |
| (5) | | | ○ | | | | | | | | | | 4 |
| (6) | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | 4 |
| (7) | | | | | | | ○ | | | | | | 5 |
| (8) | | | | | | | | | | | ○ | | 5 |
| 2. 被災者の生活再建に向けた支援 | | | | | | | | | | | | | 6 |
| (1) | | | | | | | | ○ | | | | | 6 |
| (2) | | ○ | | | | | | | | | | | 6 |
| (3) | | ○ | | | | | | | | | ○ | | 6 |
| (4) | | ○ | | | | | | | | | ○ | | 7 |
| (5) | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 7 |
| (6) | | | | | | | | ○ | | | | | 8 |
| (7) | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | 8 |
| (8) | | | | | | | | ○ | | | | | 8 |
| 3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保 | | | | | | | | | | | | | 10 |
| (1) | | | | | | | | | ○ | | | | 10 |
| (2) | | | ○ | | | | | | | ○ | | | 12 |
| (3) | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | 12 |
| (4) | | | | | | | | ○ | | | | | 14 |
| (5) | | | | | ○ | | | | | | ○ | | 14 |
| 4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興 | | | | | | | | | | | | | 16 |
| (1) | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 16 |
| (2) | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 17 |
| (3) | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 17 |
| (4) | | | | | | | | ○ | | | | | 17 |
| (5) | | | | | | | | ○ | | | | | 17 |
| (6) | | | | | | | ○ | | | | | | 18 |
| (7) | | | | | | | ○ | | | | | | 18 |
| 5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 | | | | | | | | | | | | | 19 |
| (1) | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | 19 |
| (2) | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | 19 |
| (3) | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | 20 |
| (4) | | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ | 20 |
| (5) | | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 20 |
| (6) | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | | | 21 |
| (7) | | | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | 21 |
| (8) | | | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | 21 |
| (9) | | | | | | | ○ | | | ○ | | ○ | 22 |
| (10) | | | | | | | | | ○ | | | ○ | 22 |

| 項目 | 内閣官房 | 内閣府 | 復興庁 | 総務省 | 外務省 | 財務省 | 文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 環境省 | 掲載ページ |
|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 6. 原子力災害による避難者への支援と風評被害、損害賠償、地域の再生 | | | | | | | | | | | | | 24 |
| (1) | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | 24 |
| (2) | | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | 25 |
| (3) | | | | | | | ○ | | | ○ | | | 25 |
| (4) | | | ○ | | | | | | | | | | 26 |
| (5) | | | ○ | | | | | | | | | | 26 |
| (6) | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | 27 |
| (7) | | | ○ | | | | | | | | ○ | | 27 |
| (8) | | | | | | | | | | ○ | | | 27 |
| 7. 大震災を踏まえた防災体制の強化 | | | | | | | | | | | | | 28 |
| (1) | | | | | | | ○ | | | | | | 28 |
| (2) | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | | 28 |
| (3) | | | | | | | | | | | ○ | | 28 |
| (4) | | ○ | | | | | | | ○ | | | | 29 |
| (5) | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 29 |
| (6) | | ○ | | | | | | | | | ○ | | 29 |
| (7) | | ○ | | | | | | | | | | | 29 |
| (8) | | ○ | | | | | | ○ | | | | | 30 |
| (9) | | | | | | | | ○ | | ○ | | | 30 |
| (10) | | | | | | | ○ | | | | | | 30 |
| (11) | | | | | | | | | | | ○ | | 30 |
| (12) | | ○ | | | | | | | | | | | 30 |
| (13) | | ○ | | | | | | | | | | | 31 |
| (14) | | ○ | | | | | | | | | | | 31 |
| (15) | | ○ | | | | | | | | | | | 31 |
| (16) | | ○ | | | | | | | | | | | 31 |
| (17) | | ○ | | | | | | | | | | | 31 |
| (18) | | ○ | | | | | | | | | | | 31 |
| (19) | | ○ | | | | | | | | | | | 32 |
| (20) | | ○ | | | | | | | | | | | 32 |
| (21) | | ○ | | | | | | | | | | | 32 |
| (22) | | ○ | | | | | | | | | | | 32 |
| (23) | | ○ | | | | | | | | | | ○ | 32 |
| 8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備 | | | | | | | | | | | | | 34 |
| (1) | | | | | | | | | | | ○ | | 34 |
| (2) | | | | | | | | | | | ○ | | 34 |
| (3) | | | | | | | | | | | ○ | | 35 |
| 9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現 | | | | | | | | | | | | | 36 |
| (1) | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | | 36 |
| (2) | | | ○ | | | | ○ | | | | | | 36 |
| (3) | | | | | | | ○ | | | | | | 37 |
| (4) | | | | | | | | | | ○ | | | 37 |
| (5) | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | 37 |
| (6) | | | | | | | ○ | | | | | | 37 |
| (7) | ○ | | ○ | | | | ○ | | | | | | 38 |

| 項 目 | 内閣官房 | 内閣府 | 復興庁 | 総務省 | 外務省 | 財務省 | 文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 経済産業省 | 国土交通省 | 環境省 | 掲載ページ |
|--------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 10. 再生可能エネルギーの導入促進 | | | | | | | | | | | | | 39 |
| (1) | | | | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (2) | | | | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (3) | | | | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (4) | | | | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (5) | | | | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (6) | | | | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (7) | | | ○ | | | | | | | ○ | | | 40 |
| (8) | | | | | | | | | | ○ | | ○ | 41 |
| (9) | | | | | | | | | | ○ | | | 41 |
| (10) | | | | | | | | | | | | ○ | 41 |
| (11) | | | | | | | | | | ○ | | ○ | 41 |
| (12) | | | | | | | | | | ○ | | | 41 |
| (13) | | | | | | | | | ○ | | | | 41 |
| (14) | | | | | | | | | ○ | | | | 42 |